京都府水防計画の改定について

令和6年5月建設交通部砂防課

京都府水防計画は、水防事務を円滑に実施することにより、府内の河川や海岸の洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的として定めています。

令和6年度の主な改定内容は以下のとおりです。

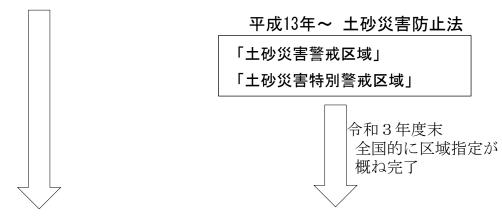
1 土砂災害に対する警戒避難体制の整備等を要する区域について、 「土砂災害警戒区域」に呼称を統一(「土砂災害危険箇所」を使用しない)

昭和41年~ 建設省砂防課長通達

「土砂災害危険箇所」

土石流危険箇所、地すべり危険箇所、

急傾斜地崩壊危険箇所



令和5年11月国土交通省通知 ~「土砂災害危険箇所」は使用しない~

今般、「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」に統一

2 その他

- ① 「地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例(令和5年9月 気象庁)」に 基づく見直しや「連続雨量による道路通行規制基準」の一部見直し。
- ② 令和6年4月1日の組織改正を踏まえた修正。